

PASSION  
FOR THE  
BEST

# 新退職給付会計基準 実務の観点からの最終チェック

2013年8月

大和総研

Daiwa Institute of Research

---

session 1	新退職給付会計基準の概要 .....	2
session 2	割引率の設定方法の変更について .....	4
session 3	給付の期間帰属について .....	17

---

# Session1

---

新退職給付会計基準の概要

# 1. 新退職給付会計基準の概要

## 新退職給付会計基準

- 退職給付債務・勤務費用の計算手法の変更
  - 割引率の設定方法
  - 給付の期間帰属
- 退職給付債務等計算手法に関する定めについては、2014年6月第1四半期から(遅延適用あり)

- 3月末決算の企業においては、新退職給付会計基準の適用まで約半年
- 実務的な運用ルール等の最終チェック段階

## Session2

---

割引率の設定方法の変更について

## 2-1. 割引率の設定方法

### 現行の割引率設定基準

退職給付の見込支払日までの平均期間に基づき、**一定の割引率**を設定する。

ただし、**従業員**の**平均残存勤務年数**に基づき、割引率を設定することも可能である。

⇒ 実務上は平均残存勤務年数に基づいた割引率を設定することが一般的である。

### 新退職給付会計基準による割引率設定方法

退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。

割引率の設定方法としては、例えば以下の方法が含まれる。

退職給付の支払見込期間ごとに設定された  
**複数の割引率**を使用する方法

A イールドカーブ直接アプローチ

退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの  
金額を反映した**単一の加重平均割引率**を使用する方法

B イールドカーブ等価アプローチ

C デュレーションアプローチ

C' 加重平均期間アプローチ

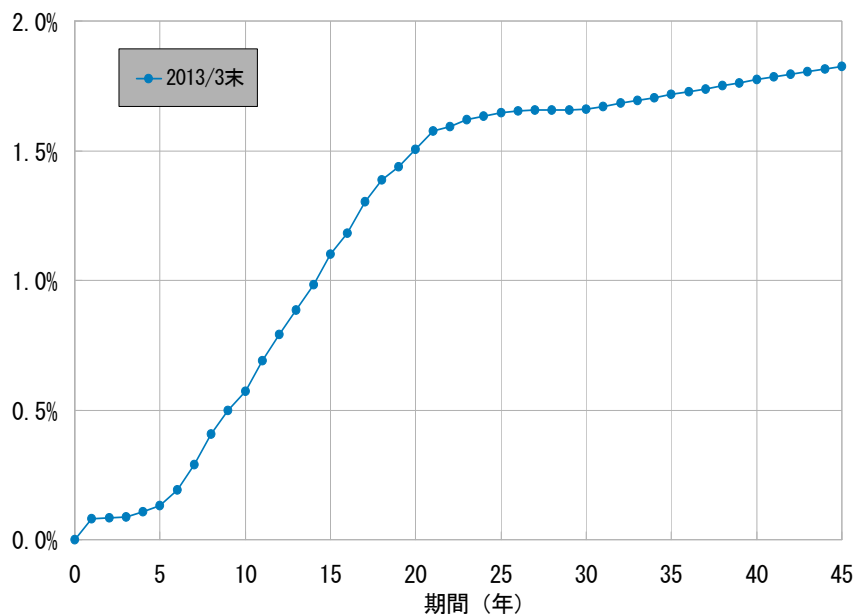
違いについては  
後述(P7,8)

## 2-2. イールドカーブの作成

### イールドカーブとは

- イールドカーブとは、残存年数の異なるスポットレート集合である。
- スポットレートは、割引債(期中での利息の支払いが無く、満期での支払いのみを約束する債券)の利回りである。
- 市場に流通する債券の多くは利付債のため、市場に存在しない長期の割引債のスポットレートは、市場データを基にモデル等を用いて推定することによって得られる。

### 国債スポットレートによるイールドカーブ



### イールドカーブに関する最終チェック

- **イールドカーブの入手体制**  
いずれの割引率設定方法を選択してもイールドカーブは必要となる。自社内で作成するか外部から入手するか、入手ルートを確立しておく。
- **国債か優良社債か**  
イールドカーブの推計時に参照する債券として国債または優良社債を選択する必要がある。  
⇒優良社債の場合、残存年数20年を超えるデータが少ないため、信頼のおける推計には工夫が必要となる。

## 2-3. 割引率の設定方法 (1)

### 複数の割引率を使用する方法

#### A イールドカーブ直接アプローチ

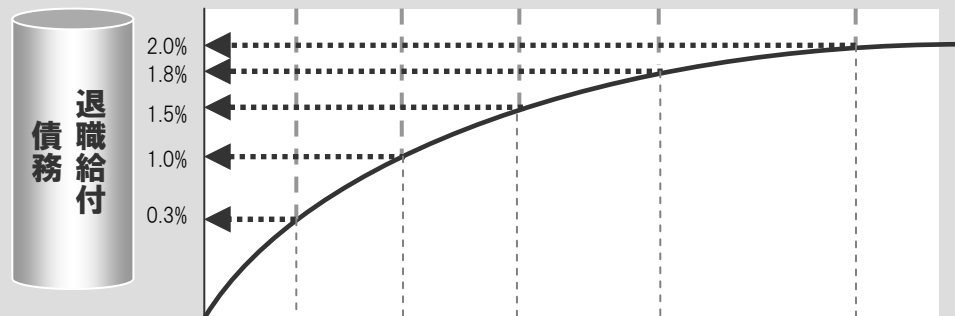
給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法

- 原則的な考え方であり、理論的な整合性に優れる。
- 利息費用の算出や転がし方式(データ基準日から期末までの期間の調整)等、実務面において運用方法の変更が想定されるため、より入念な事前準備が必要となる。(詳細は後述)

【例】退職金キャッシュアウト見込額 (期末までの発生額)

1年後 2年後 3年後 …… 5年後 …… 10年後

600 500 200 250 200



### 単一の加重平均割引率を使用する方法

#### B イールドカーブ等価アプローチ

イールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を単一の加重平均割引率とする方法

- 原則的な考え方であるAと同じ退職給付債務が算出され、理論的な整合性に優れる。
- 新退職給付会計基準導入時やデータ基準日等での計算において、退職給付債務計算を何度も繰り返して行うことになり作業負荷が大きい。計算受託機関と調整を要する。

同額



割引の結果、上の「イールドカーブ直接アプローチ」と同じ退職給付債務になる割引率を探し出す方法



## 2-3. 割引率の設定方法(2)

### 単一の加重平均割引率を使用する方法

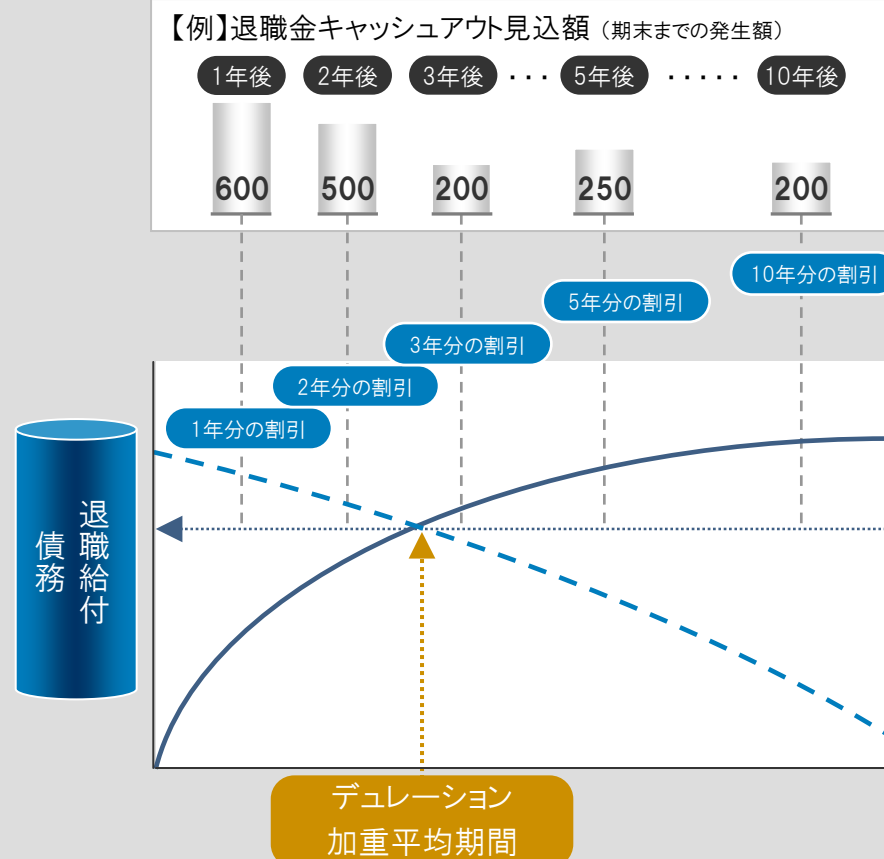
#### C デュレーションアプローチ

退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法

#### C' 加重平均期間アプローチ

退職給付の金額で加重した平均期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法

- デュレーションもしくは加重平均期間については、計算受託機関に算出を依頼するか、自社内で近似計算を行い、数値を入手する。
- デュレーションアプローチは、デュレーション計算に必要な前提値の設定によって、異なる結果になる点に留意が必要。
- 加重平均期間アプローチは、デュレーションアプローチの特定のケースである。加重平均期間アプローチによる割引率は、デュレーションアプローチによる割引率の中で最大となる(順イールドの場合)。
- イールドカーブの形状が反映されないという欠点がある。
- 算定ロジックの理解や結果の有効性についての検証が必要。



イールドカーブの形状が異なっても、デュレーションに相当する期間の金利が同じなら、退職給付債務は同額になる(イールドカーブの形状は反映されず、図の点線のカーブであっても同じ退職給付債務となる)

## 2-4. 割引率の設定方法における計算結果への影響について(1)

### 計算ソフトによるデモンストレーション

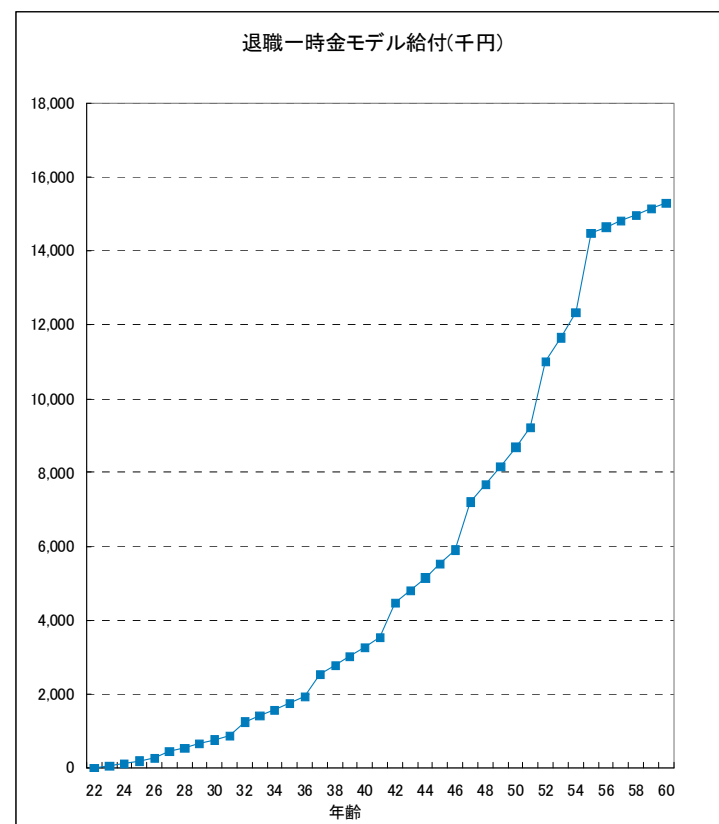
計算前提条件前提条件(以降のデモについても同様)

サンプルA社

- ◆従業員数 : 1000名
- ◆平均年齢 : 39.24歳
- ◆平均給与 : 301,958円
- ◆平均勤務期間 : 19.24年
- ◆平均残存勤務年数 : 15.72年
- ◆平均昇給指数 : 2.3%
- ◆平均退職率 : 2.8%
- ◆退職金制度: 退職一時金制度
- ◆給付水準 : 1500万円
- ◆支給乗率 :

勤続年数	自己都合乗率
1~4	0.3
5~9	0.4
10~14	0.5
15~19	0.6
20~24	0.7
25~29	0.8
30~32	0.9
33~	1.0

◆モデル給付カーブ :



## 2-4. 割引率の設定方法における計算結果への影響について (2)

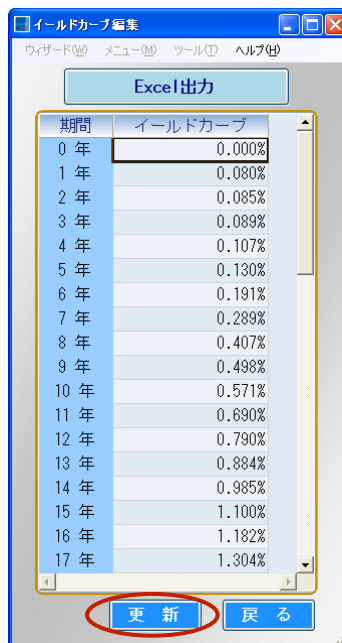
### イールドカーブ直接アプローチによる計算

(1) 大和総研から毎月メールでご提供

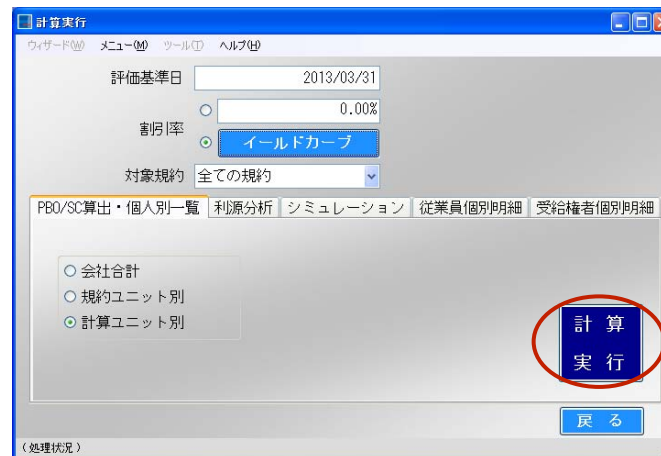
国債を用いたイールドカーブ

残存年数	スポットレート
0.0	0.000%
1.0	0.080%
2.0	0.085%
3.0	0.089%
4.0	0.107%
5.0	0.130%
6.0	0.191%
7.0	0.289%
8.0	0.407%
9.0	0.498%
10.0	0.571%

(2) 計算ソフトに貼り付け



(3) 計算実行、結果を出力(Excel形式)



割引率 イールドカーブ

	PBO	SC	IC
会社全体	5,257,116,650	282,484,374	34,944,546

## 2-4. 割引率の設定方法における計算結果への影響について (3)

### デュレーションアプローチ・加重平均期間アプローチによる計算

(1) 計算ソフトによりデュレーション・加重平均期間を算出

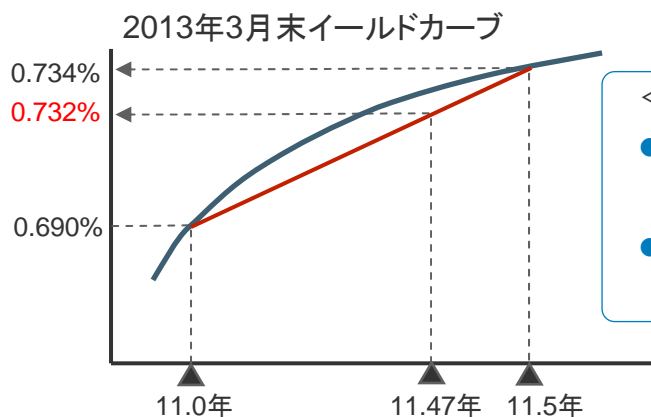
	CF	期間加重CF	$De \text{ or } D(i)/(1+i)$
会社全体	5,921,262,409	67,908,173,600	11.47

※割引率の設定を「0%」にすることで加重平均期間の算出が可能です。

<算出結果>

- 加重平均期間 : 11.47年
- デュレーション : 10.94年

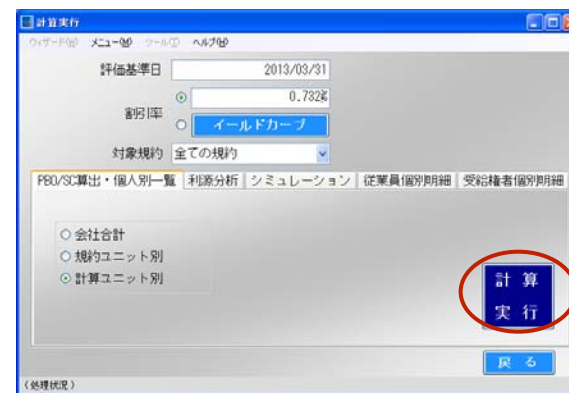
(2) イールドカーブによって該当する割引率を決定



<割引率>

- 加重平均期間アプローチ  
0.732%
- デュレーションアプローチ  
0.684%

(3) 計算実行、結果を出力(Excel形式)



割引率 0.732%

	PBO	SC
会社全体	5,455,029,435	307,464,661

## 2-4. 割引率の設定方法における計算結果への影響について(4)

### 割引率の各種設定方法による計算結果サンプル

			退職給付債務	勤務費用	利息費用
新会計基準	A	イールドカーブ直接アプローチ 2013年3月末国債を使用	5,257,116,650	282,484,374	34,944,546 (※次ページ参照)
	B	イールドカーブ等価アプローチ 1.073%	5,257,354,735	292,483,074	56,411,416
	C	デュレーションアプローチ 0.684% (10.92年)	5,483,802,315	309,658,505	37,509,208
	C'	加重平均期間アプローチ 0.732% (11.47年)	5,455,029,435	307,464,661	39,930,815

#### 割引率の設定に関する最終チェック

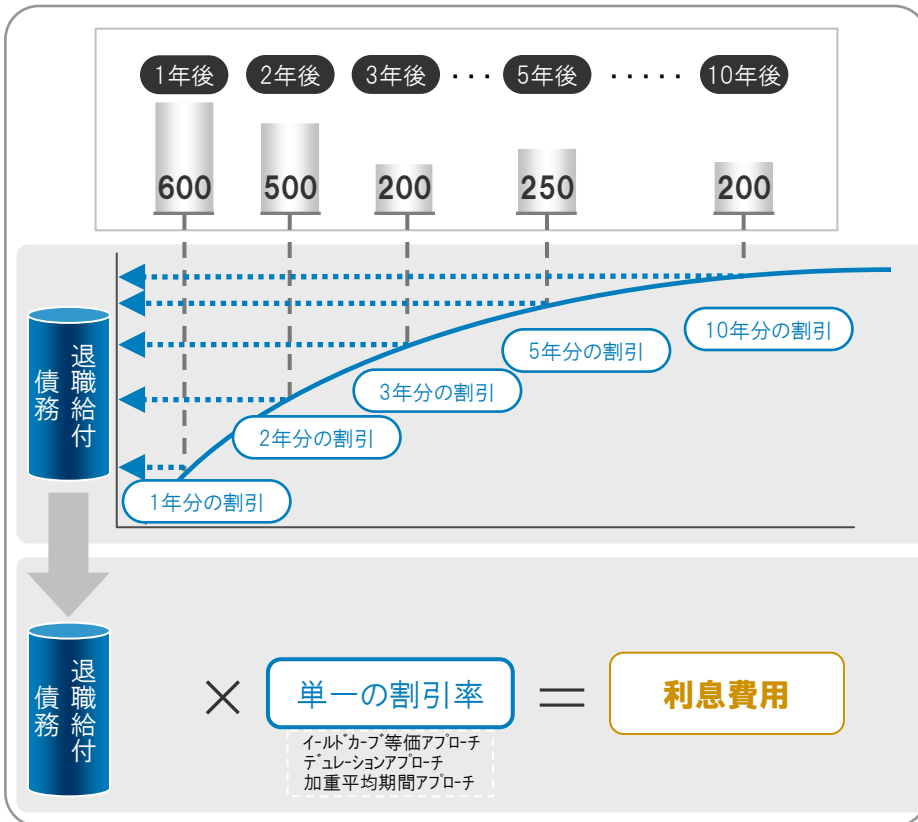
- いずれの場合もイールドカーブが必要となるため、**タイムリーな作成・入手体制**を確立しておく。
- 重要性基準の判断等、実務上の作業負荷も視野に入れて決定する(P.16参照)。
- イールドカーブ直接アプローチを採用する場合は、**利息費用の算出方法**(P.13参照)や**期末の調整方法**(P.15参照)を決めておく。

## 2-4. 割引率に関連する実務上の留意事項(1)

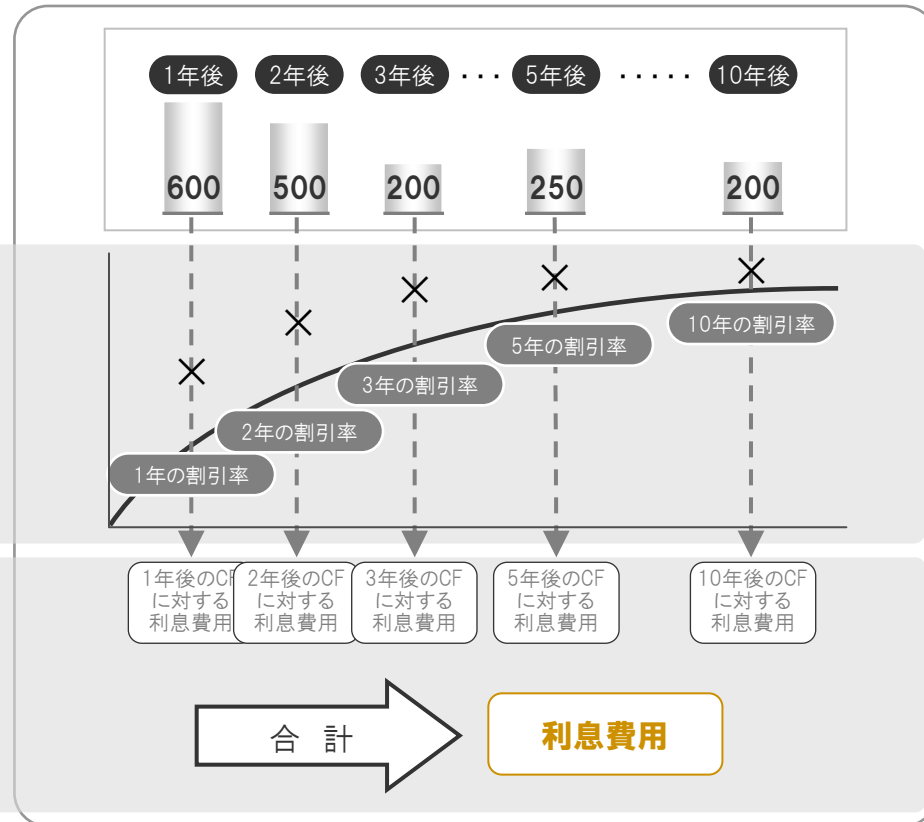
### 複数の割引率を使用する場合の利息費用の算出方法

- 利息費用とは期首時点の退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する利息分のこと。退職給付債務に対して割引率を掛けることで求められる。
- 利息費用を求める割引率に、単一の割引率を使用する場合は別途算出が必要。複数の割引率を使用する場合(大和総研の計算システムでは算出可能)は、計算方法について、監査法人に事前に確認しておく必要がある。

#### 単一の割引率を乗ずる方法



#### 複数の割引率を乗ずる方法



## 2-4. 割引率に関連する実務上の留意事項(2)

### 利息費用の算出結果イメージ

評価基準日	性別	No.	基準日 時点	勤務期間	対応年齢の 昇給指数	算定基礎給						利息費用 計
2013/3/31	1	1	30.5	7.5	236,806	¥236,806						¥10,421

退職時点				割引率	P B O			I C			
年月	基準日 からの 年数	年齢	勤務 期間		基準日時点 までの 発生額	割引係数	退職給付債務	自己都合	死亡	定年	利息費用
2013/9/30	0.5	31.0	8.0	0.040%	¥45,360	0.99980	¥45,351	¥18	¥1		¥18
2014/9/30	1.5	32.0	9.0	0.083%	¥39,399	0.99876	¥39,350	¥31	¥1		¥32
2015/9/30	2.5	33.0	10.0	0.087%	¥33,164	0.99783	¥33,092	¥28	¥1		¥29
2016/9/30	3.5	34.0	11.0	0.098%	¥28,057	0.99658	¥27,961	¥26	¥1		¥27
2017/9/30	4.5	35.0	12.0	0.119%	¥23,997	0.99468	¥23,870	¥27	¥2		¥28
2018/9/30	5.5	36.0	13.0	0.161%	¥20,933	0.99122	¥20,749	¥31	¥2		¥33
2019/9/30	6.5	37.0	14.0	0.240%	¥18,913	0.98454	¥18,620	¥41	¥4		¥45
2020/9/30	7.5	38.0	15.0	0.348%	¥17,540	0.97428	¥17,089	¥54	¥6		¥59
2021/9/30	8.5	39.0	16.0	0.453%	¥15,766	0.96235	¥15,172	¥61	¥8		¥69
2022/9/30	9.5	40.0	17.0	0.535%	¥13,892	0.95062	¥13,206	¥61	¥10		¥71
2023/9/30	10.5	41.0	18.0	0.631%	¥12,120	0.93614	¥11,346	¥59	¥12		¥72
2024/9/30	11.5	42.0	19.0	0.740%	¥10,345	0.91871	¥9,504	¥55	¥16		¥70
2025/9/30	12.5	43.0	20.0	0.837%	¥8,547	0.90105	¥7,701	¥46	¥19		¥64
2026/9/30	13.5	44.0	21.0	0.935%	¥7,434	0.88199	¥6,557	¥38	¥23		¥61
2027/9/30	14.5	45.0	22.0	1.043%	¥6,887	0.86038	¥5,926	¥34	¥28		¥62
2028/9/30	15.5	46.0	23.0	1.141%	¥6,652	0.83874	¥5,579	¥30	¥34		¥64
2029/9/30	16.5	47.0	24.0	1.243%	¥6,803	0.81560	¥5,548	¥29	¥40		¥69
2030/9/30	17.5	48.0	25.0	1.345%	¥7,449	0.79152	¥5,896	¥33	¥47		¥79
2031/9/30	18.5	49.0	26.0	1.413%	¥8,315	0.77145	¥6,415	¥38	¥53		¥91
2032/9/30	19.5	50.0	27.0	1.472%	¥9,404	0.75205	¥7,072	¥45	¥59		¥104
2033/9/30	20.5	51.0	28.0	1.540%	¥10,611	0.73104	¥7,757	¥52	¥67		¥119
2034/9/30	21.5	52.0	29.0	1.583%	¥11,726	0.71342	¥8,366	¥57	¥75		¥132
2035/9/30	22.5	53.0	30.0	1.605%	¥12,654	0.69889	¥8,844	¥58	¥84		¥142
2036/9/30	23.5	54.0	31.0	1.625%	¥13,369	0.68468	¥9,154	¥57	¥92		¥149
2037/9/30	24.5	55.0	32.0	1.639%	¥13,977	0.67146	¥9,385	¥52	¥101		¥154
2038/9/30	25.5	56.0	33.0	1.650%	¥14,599	0.65889	¥9,619	¥47	¥112		¥159
2039/9/30	26.5	57.0	34.0	1.654%	¥15,195	0.64744	¥9,838	¥42	¥121		¥163
2040/9/30	27.5	58.0	35.0	1.657%	¥15,270	0.63648	¥9,719	¥31	¥130		¥161
2041/9/30	28.5	59.0	36.0	1.658%	¥15,556	0.62593	¥9,737	¥23	¥138		¥161
2042/9/30	29.5	60.0	37.0	1.659%	¥777,116	0.61555	¥478,351	¥0	¥147	¥7,786	¥7,933

⋮

## 2-4. 割引率に関連する実務上の留意事項 (3)

### 期末調整方法(転がし方式・抜き取り方式)

#### 転がし方式を採用する場合

データ等の基準日を期末前としている場合、調整期間中に発生する勤務費用、利息費用及び給付支払額を用いて、期末における退職給付債務を算出する方法

$$\text{期末の退職給付債務} = \text{調整前の退職給付債務} \times \left(1 + i \times \frac{n}{12}\right) + \text{調整前の勤務費用} \times \frac{n}{12} - \text{調整期間の給付支払額}$$

※n は調整月数、i は割引率

#### 抜き取り方式を採用する場合

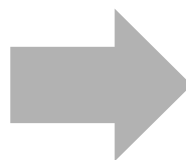
計算基準日を期末としておき、調整期間中の死亡者及び退職者の異動データを用いて、期末における退職給付債務を算出する方法

$$\text{期末の退職給付債務} = \text{調整前の退職給付債務} - \text{異動データに関する退職給付債務}$$

#### 計算ソフトを使用した抜き取り方式のイメージ

No.	PBO	SC	IC
1	108,964	73,180	1,234
2	184,978	74,355	2,034
3	113,101	75,546	1,214
⋮	⋮	⋮	⋮
998	2,033,436	162,634	27,218
999	2,145,697	364,889	28,317
1000	2,458,274	377,094	31,775
合計	5,257,116,650	282,484,374	34,944,546

No.2が  
退職した場合



抜き取り方式の場合、計算ソフトで出力したExcel上で調整可能

No.	PBO	SC	IC
1	108,964	73,180	1,234
2			
3	113,101	75,546	1,214
⋮	⋮	⋮	⋮
998	2,033,436	162,634	27,218
999	2,145,697	364,889	28,317
1000	2,458,274	377,094	31,775
合計	5,256,931,672	282,410,019	34,942,512



## 2-4. 割引率に関連する実務上の留意事項 (4)

### 重要性基準に関する最終チェック

#### <割引率における重要性基準>

前期末に用いた割引率により計算した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。

#### 単一の割引率の場合

- 単一の割引率を使用する場合、「期末において割引率の変更を必要としない範囲」のマトリクス表が公開されているため、割引率設定時に算出したデュレーション等を用いて、従来と同様の方法で判断が可能。

<期末において割引率の変更を必要としない範囲>

		前期末の割引率		
		1.4%	1.5%	1.6%
デュレーション 退職給付債務の	14	0.8~2.1	0.9~2.2	1.0~2.3
	15	0.8~2.1	0.9~2.2	1.0~2.3
	16	0.8~2.0	0.9~2.1	1.0~2.2

#### 複数の割引率の場合

- 複数の割引率を使用する場合、マトリクス表を使用できないため重要性基準の判断方法を事前に決定しておく。
  - ① 期末時点のデュレーションを用いて近似計算を行い、乖離幅を測定する。  
(イールドカーブの平行シフトと看做せることが前提)
  - ② 計算ソフト等を使用して期末時点の割引率による退職給付債務の金額そのものを算出し、乖離幅を測定する。
  - ③ 重要性基準を使用せず、每期割引率を洗い替える。

#### 共通事項

- 新退職給付会計基準適用初年度について、重要性基準により前期末の割引率を継続して使用可能とする解釈が可能である。ただし、割引率の概念が変わるため、そのまま適用することの妥当性について検討しておく必要がある。

## Session3

---

給付の期間帰属について

## 3-1. 給付の期間帰属について(1)

### 現行基準による退職給付の期間帰属

- 勤続年数の比率で期間帰属を定める**期間定額基準が原則**となっている。
- ポイントの増加が労働の対価を合理的に反映している場合には**ポイント基準**も可能である。
- 支給倍率の増加が労働の対価を合理的に反映している場合を除き支給倍率基準は不適当となっている。

### IFRSの強制適用との関係

今回、期間定額基準を選択した場合には、IFRSが強制適用となった時点で、日本基準との間に乖離が生じることになる。

### 新退職給付会計基準による退職給付の期間帰属

いずれかを選択

#### 期間定額基準

- 各期の発生額:退職給付見込額について全勤務期間で除した額

#### 給付算定式基準

- 各期の発生額:退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額
- 勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく後加重となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う必要がある。

※ 一旦採用した方法は、原則として継続して適用しなければならない

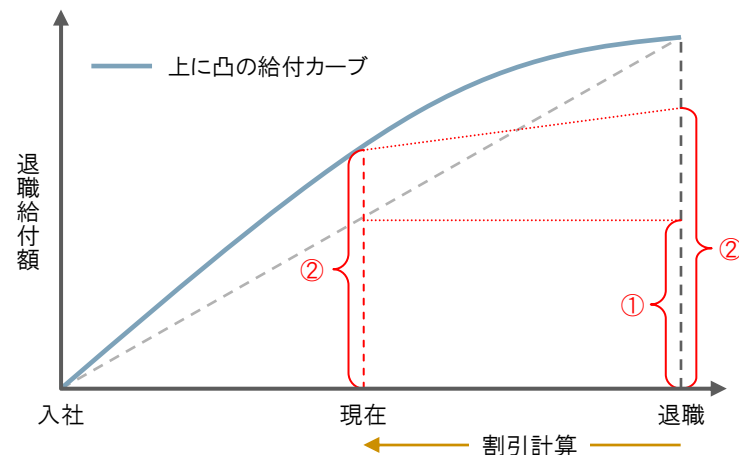
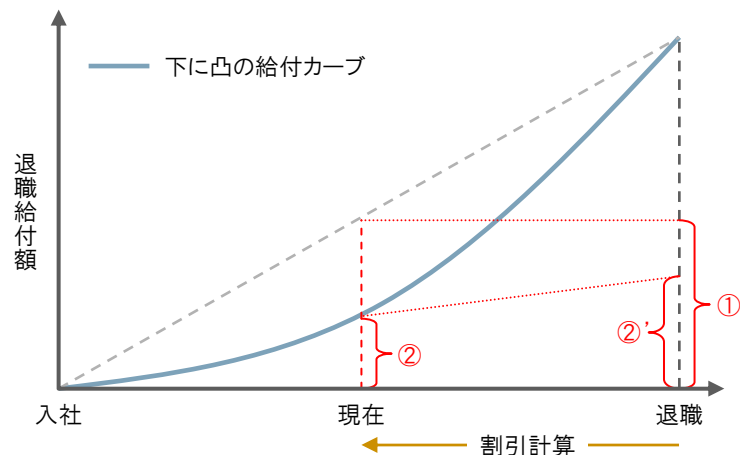
#### IAS第19号における取り扱い

- 給付算定式基準で期間帰属させる。
- なお、給付が著しく後加重である場合には定額法で補正する。  
(IAS第19号 第67項及び第70項)

※ 期間定額基準は使用できない

### 3-1. 給付の期間帰属について(2)

#### 期間帰属の比較検討イメージ



期間定額基準における  
期間帰属後の給付

①の金額

予定給付額 × (現在時点における勤続年数) / (退職時点における勤続年数)

給付算定式基準における  
期間帰属後の給付

②'の金額

要支給額② × (退職までに合理的に見込まれる退職給付の変動要因)  
【例】最終給与比例方式の場合：給与の伸び 等  
結果的に、退職給付制度の仕組みによっては、  
従来の支給倍率基準やポイント基準と同じ結果になることも想定される。

①の金額は給付カーブの形態に比較的影響を受けにくく安定しているのに対して、  
②'の金額は給付のカーブに沿った形で変化して行く。

## 3-2. 給付算定式基準(1)

### 後加重の判断と均等補正

#### 会計基準における均等補正について

退職給付の期間帰属で、「給付算定式基準」を選択した場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。【退職給付に関する会計基準 第19項(2)なお書き】

#### 著しく後加重であるかどうかの判断

考え方を特定することにより、かえって国際的な会計基準との整合性が図れないおそれがあるため、著しく後加重であるかどうかの具体的な指針は示さない。判断にあたっては、個々の事情を踏まえて検討を行う必要がある。【適用指針 結論の背景 第75項】

#### 個別事例毎に判断が必要

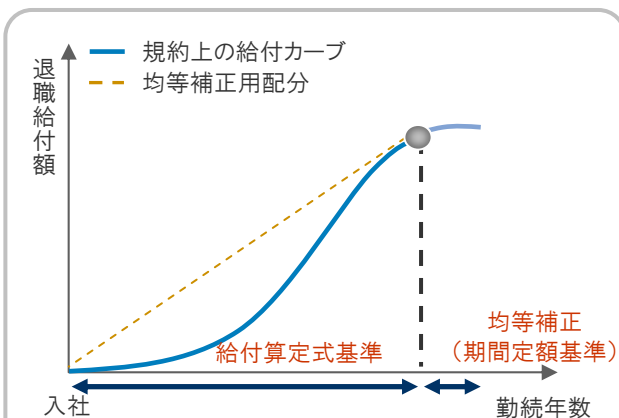
- 個別事例毎に判断するためには、視覚による給付カーブ自体の確認に加えて以下のような検討が必要と考えられる。
- 退職給付のそもそもの意義を再確認し、給付設計の考え方をもう一度整理する。〔定性評価〕
- 重要性基準の観点からは、均等補正を行った場合と行わない場合とで、退職給付債務及び勤務費用にどの程度の差があるのか等の分析を行う。〔定量評価〕

## 3-2. 給付算定式基準 (2)

### 均等補正のイメージ

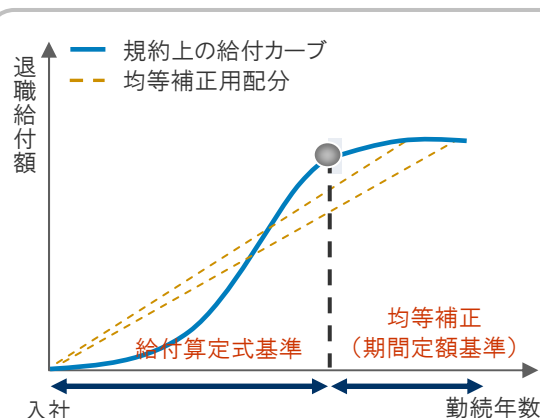
- 原則的には個人毎に後加重の終了時点や給付額を把握する必要があるが、相当な時間とコストがかかるため、現実的ではない。よって、均等補正の代替的な計算手法を、事業主、会計監査人、年金数理人等の関係者で検討する必要がある。

#### 計算に工夫を加えること等で代替



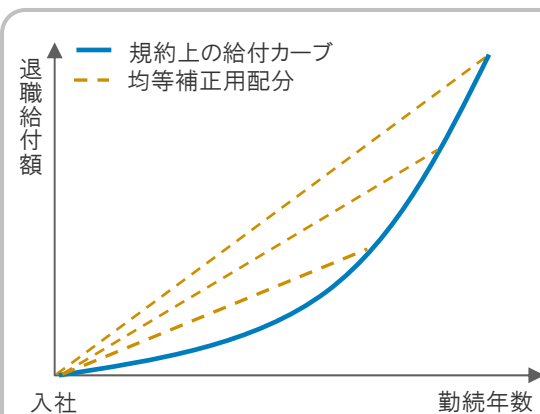
##### 代替手法1

- 計算プロセスを2つに分けて給付算定式基準と期間定額基準をそれぞれ適用して計算する方法
- 後加重の頂点(図の赤点)以降の退職見込については、すべて赤点に向けて全額均等に費用認識させ、それ以降の勤務費用は発生させない。



##### 代替手法2

- 計算プロセスを2つに分けて給付算定式基準と期間定額基準をそれぞれに適用して計算する方法
- 赤点以降の退職見込についても、均等に費用認識させる。



##### 代替手法3

- 給付カーブを連続した後加重と捉えて全期間均等に費用処理する方法
- 結果的に期間定額基準と同様の方法になる。

## 3-2. 給付算定式基準(3)

### 累積型退職給付制度(ポイント制やキャッシュバランスプラン等)における給付算定式基準の取扱い

- 国際的な議論の中では、給与等の累積に基づく退職給付制度に対して給付算定式基準を適用する場合、その適用方法が必ずしも明確でないとされている。累積型退職給付制度における給付算定式基準の取扱いについては次のような議論がある。

#### (1) 将来のポイント(拠出付与額)の累計を織り込まない方法

各期に付与されるポイント(拠出付与額)を当該各期に帰属させる給付を構成するものとして扱う。そのため、退職給付債務の計算に将来の付与されるポイントを織り込まない。将来のポイント(拠出付与額)の累計が著しく後加重であると判断される場合は均等補正が求められるが、その場合は以下の(2)の採用を検討する。

#### (2) 平均ポイント(平均拠出付与額)比例の制度として扱う方法

ポイント制退職金の給付算定式は、平均ポイント(ポイントの累計を勤務期間で除したもの)に勤務期間を乗じたものを用いる給付算定式と同一の給付額となることから、ポイント制退職金を平均ポイントに基づく制度として、給付算定式基準を適用する。(キャッシュバランスプランの平均拠出付与額も同様)

<平均ポイント比例の制度として扱う方法の考え方>

$$\begin{aligned}\text{累積型ポイント制の給付額} &= \text{累積ポイント} \times \text{ポイント単価} \\ &= \frac{\text{累積ポイント}}{\text{勤務期間}} \times \text{ポイント単価} \times \text{勤務期間} \\ &= \text{平均ポイント} \times \text{ポイント単価} \times \text{支給倍率}\end{aligned}$$

※結果的に期間定額基準と類似した方法となる考え方。

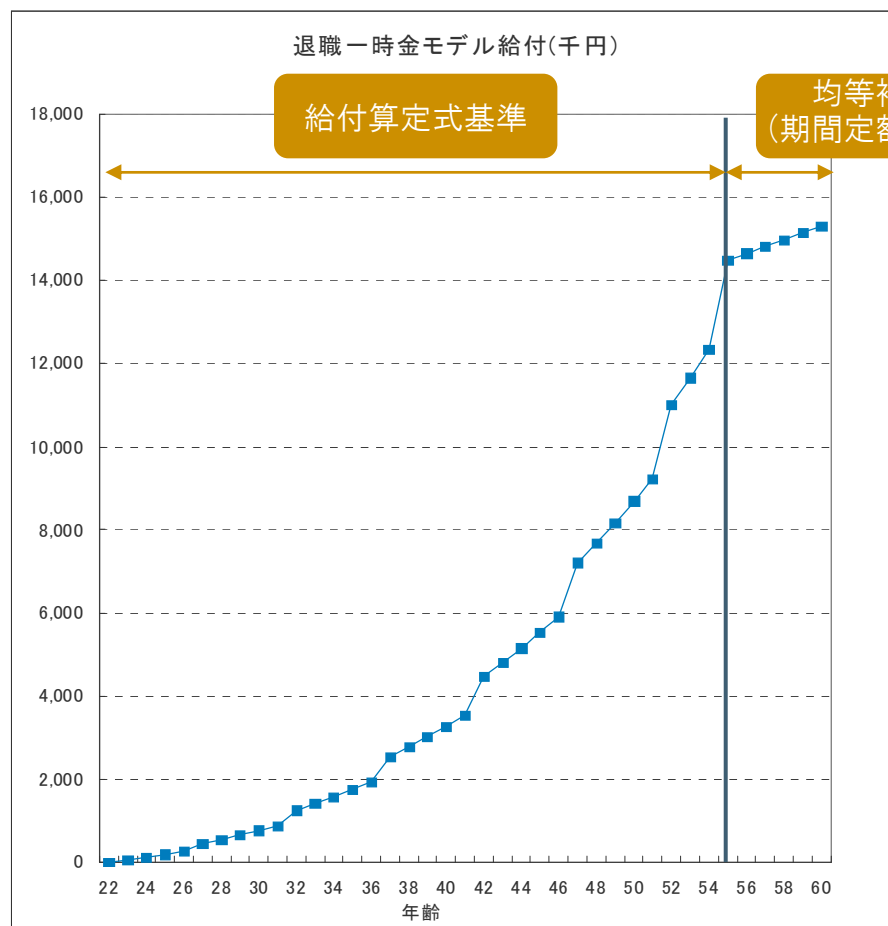
(ただし、一定の年齢で給付が停止する場合はその年齢までで按分する等の対応が必要)

### 3-3. 給付算定式基準における計算結果への影響について(1)

#### 給付算定式基準(著しい後加重における均等補正あり)の計算イメージ

- ◆P.9に記載のサンプルA社
- ◆55歳を後加重の到達点として、55歳未満の給付に対しては給付算定式基準、55歳以上は均等補正を行う。

※P.21の「代替手法2」に相当する計算方法





### 3-3. 給付算定式基準における計算結果への影響について (2)

#### 計算ソフト上の設定イメージ

##### 55歳未満の計算設定

評価基準日	2013/3/31
データ基準日	2013/3/31
退職給付制度名	退職金制度 (55歳未満退職)
最低年齢	18歳
最終年齢	60歳
給付額算定方式	最終給与比例
PBO算出上の按分基準	給付算定式基準 (給与比例・定額)

自己都合	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1	18歳以上	0年以上	一時金	支給率	自己都合
2	55歳以上	0年以上	一時金	ゼロ	

死亡	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1	18歳以上	0年以上	一時金	支給率	定年・死亡
2	55歳以上	0年以上	一時金	ゼロ	

定年	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1					
2					

##### 55歳以上の計算設定

評価基準日	2013/3/31
データ基準日	2013/3/31
退職給付制度名	退職金制度 (55歳以上退職)
最低年齢	18歳
最終年齢	60歳
給付額算定方式	最終給与比例
PBO算出上の按分基準	期間定額基準

自己都合	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1	55歳以上	0年以上	一時金	支給率 (55以上)	自己都合 (55以上)
2					

死亡	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1	55歳以上	0年以上	一時金	支給率 (55以上)	定年・死亡 (55以上)
2					

定年	支給要件		年金 / 一時金区分	期間乗率	
	年齢	勤務期間		期間 1	期間 2
1	60歳	0年以上	一時金	支給率 (55以上)	定年・死亡 (55以上)
2					

### 3-3. 給付算定式基準における計算結果への影響について (3)

#### サンプルA社のシミュレーション結果

		イールドカーブ直接アプローチ		
		退職給付債務	勤務費用	利息費用 (複数割引率)
期間定額基準		5,667,399,868	271,667,456	43,183,162
給付算定式基準	著しい後加重における補正なし	5,257,116,650	282,484,374	34,944,546
	著しい後加重における補正あり	5,604,837,571	274,517,785	42,776,720

#### 給付の期間帰属の選択に関する最終チェック

- 給付算定式基準を選択する場合、著しい後加重に対する明確な判断基準が無く、画一的な均等補正方法も存在しないため、選択にあたっては計算受託機関等の専門家の活用は有効な手段となり得る。
- 自社内で計算を行っている会社の場合には、計算システム上の単純な機械的操作のみの切り替えで正しい結果が算出されることは難しいと思われる。計算ロジックや計算システムの特長等について理解を深め、会計監査人に説明できる体制を整えておく必要がある。

### 新会計基準の適用に向けて

- 新退職給付会計基準の適用まで残された時間が少ないため、選択した計算手法について、事業主、会計監査人、年金数理人等の関係者で早急に合意形成することが求められる。
- 計算手法が変わることにより、実務の作業フローも変わることが想定される。社内ルールの整備と作業スケジュールの具体化を行い、実際に運用可能かどうか確認することが必要。
- 具体的な検討がこれからという企業においては、適用までのスケジュールと作業負荷を念頭において、残された時間の中で現実的に選択可能な着地点を見出していくアプローチが必要。

お問合せ先

**株式会社大和総研 コンサルティング・ソリューション第三部**

〒135-8460 東京都江東区冬木15-6

TEL 03-5620-5307